

2019年7月29日

各位

山形県山形市旅籠町三丁目2番3号
株式会社 きらやか銀行

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を
踏まえた預金等規定の改定について

株式会社きらやか銀行（本店 山形市 頭取 栗野 学）では、2018年2月に金融庁から公表された「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、2019年9月より、預金等規定を改定いたします。

規定改定後は、新規取引開始時にお取引目的やお客さまに関する情報等を従来よりも詳細に確認させていただく場合があります。また、既にお取引のあるお客さまにも、お取引の内容や状況等に応じ、お客さまのお取引の目的やお客さまに関する情報等を、窓口や郵便等により再度確認させていただく場合があります。また、確認にあたっては、各種確認資料等のご提示をお願いする場合があります。

なお、当行が求める確認や資料のご提出について適切にご対応いただけない場合、やむを得ずお取引をお断りさせていただく場合や、お取引を制限させていただく場合があります。

2020年4月の民法改正を踏まえた預金等規定の改定についても、現在検討しております。詳細が確定次第、改めてご連絡申し上げます。

記

1. 対象となる主な預金等規定

- ・普通預金規定
- ・貯蓄預金規定
- ・定期預金規定
- ・総合口座規定
- ・納税準備預金規定

2. 改定予定日 2019年9月17日（火）

3. 主な改定内容

（例：普通預金規定）

普通預金規定について、以下の条項を新設・追加いたします。

普通預金規定以外の規定についても、同様の改定を行ないます。



(1) 「振込金の受入れ」条項を一部追加します（下線部分が追加箇所）

3. 振込金の受入れ

- (1) この預金口座には為替による振込金を受入れます。ただし、この預金口座が後記第 12 条第 2 項の各号、第 3 項の各号、および第 4 項のいずれかに該当する場合、受入をお断りすることがあります。また、預金口座の状態などで振込金を受入れしない場合があります。これにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

(2) 「解約等」条項を一部追加します（下線部分が追加箇所）

1 2. 解約等

- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合。
- ② この預金の預金者が第 10 条第 1 項に違反した場合。
- ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。
- ④ 当行が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項または後記第 12 条の 2 第 1 項もしくは第 3 項の定めにもとづき預金者が回答または届出した事項について、預金者の回答または届出が虚偽であることが明らかになった場合。
- ⑤ 後記第 12 条の 2 第 1 項から第 4 項までのいずれかの定めにもとづく取引の制限が 1 年以上に亘って解消されない場合。
- ⑥ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。





(3) 「取引の制限等」条項を新設します

1 2 の 2. 取引の制限等

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、預金者が、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期日までに応じていただけないときは、入金、振込（振込金の受入れを含む）、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (2) 1年以上利用のない預金口座は、入金、振込（振込金の受入れを含む）、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している預金者は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法により届け出てください。この場合において、届け出のあった在留期間が経過したときは、当行は、入金、振込（振込金の受入れを含む）、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (4) 前記第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情に照らして、この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると認められる場合には、当行は、入金、振込（振込金の受入れを含む）、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (5) 前記第1項から第4項までの定めにより取引が制限された場合であっても、預金者の説明等によりマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められるときは、当行は速やかに当該取引の制限を解除するものとします。

以上

お問合せ先

事務部事務課 担当：高梨、浅井

023-631-0001（代表）

